

年金記録問題への取組状況について(令和5年11月報告)(速報ベース)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点	
ねんきん特別便・ねんきん定期便等	年金事務所分	6.5千件	5年9月末	6.6千件	5年8月末	
	機構本部分	1.7千件		1.8千件		
(注)「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数	ねんきん定期便	5年3月までの受付	5年9月末	0.0千件	5年8月末	
		機構本部分		0.0千件		
		5年4月以降の受付		0.0千件		
		機構本部分		1.7千件		
5,000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)		5年9月末 (累計)	+1.7万件	5年8月末 (累計)	
	厚年／国年			+1.3万件／+0.4万件		
	男／女			+0.9万件／+0.8万件		
	60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)			+0.2万件／+1.5万件		
再裁定申出の機構本部への進達(※2)	平均処理期間		5年9月末	±0.0か月	5年8月末	
	進達に至っていない申出件数			+0.2千件		
再裁定	平均処理期間		5年9月末 (10月13日支払分)	±0.0か月	5年8月末	
	未処理件数			-0.7千件		
時効特例給付	平均処理期間		5年9月末 (10月13日支払分)	±0.0か月	5年8月末	
	未処理件数			+0.2千件		
記録訂正による年金額(年額)の増額(※3)(※4)	件数		5年9月末	3.0千件	5年8月末	
	年金額増額の総額(概算値)			0.7億円		
記録訂正に伴い新たに受給権が発生した件数	件数	1,498件	5年9月末 (累計)	1,497件	5年8月末 (累計)	
コールセンター(※5) 年金記録問題に対応する「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」の数値 ()内は一般年金相談の「ねんきんダイヤル」の数値	応答率	77.4%(79.5%)	5年9月分	83.2%(81.0%)	5年8月分	
	応答呼数／総呼数	3.9万件／5.1万件 (14.3万件／18.0万件)		3.4万件／4.0万件 (17.6万件／21.7万件)		
年金事務所の窓口相談	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(延べ数) (全国312事務所)	延べ0事務所	5年9月分	延べ0事務所	5年8月分	
年金事務所段階における記録回復件数	国民年金分	2,109件	5年9月末 (累計)	2,109件	5年8月末 (累計)	
	厚生年金保険分	72,492件		71,742件		

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

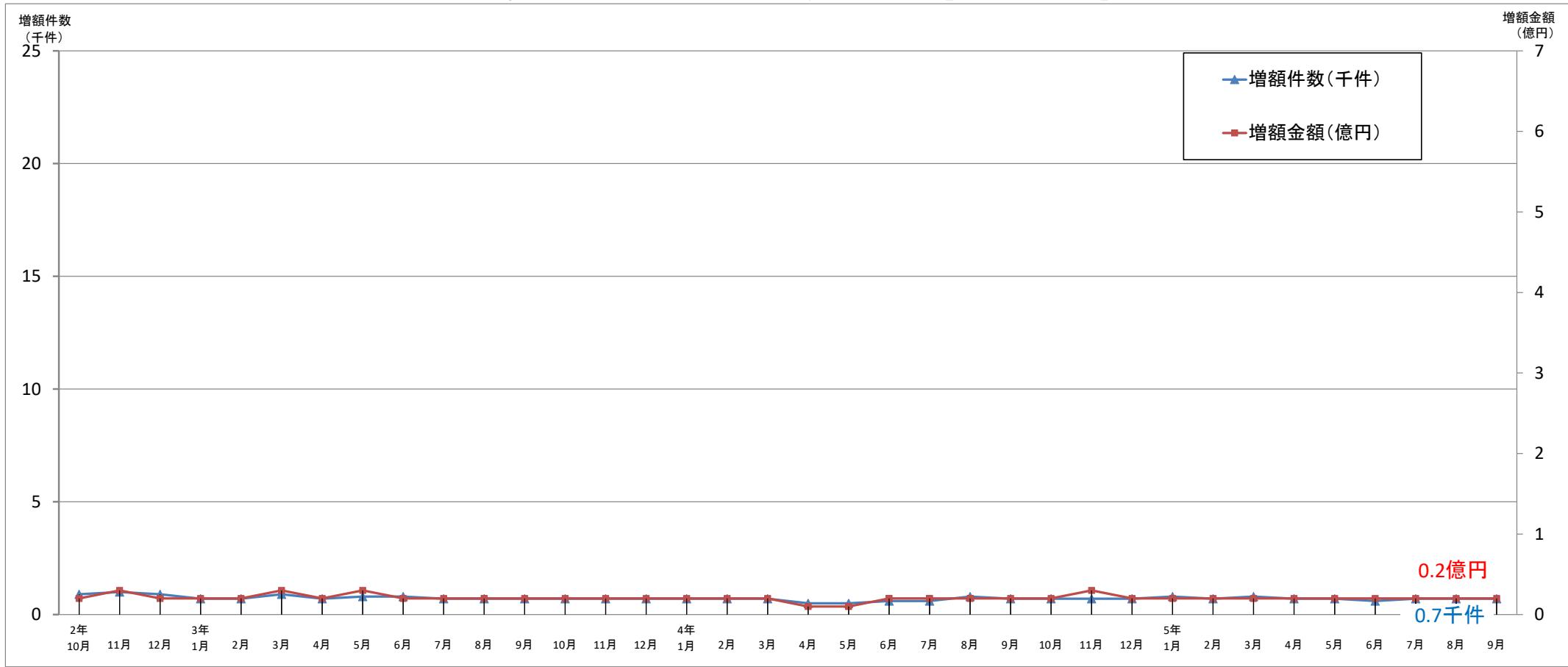
(※2) 処理期間については平均的な処理期間を示しており、ケースによってはより期間を要することがある。

(※3) 年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示しした年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

(※4) 平成20年5月以降の累計は、件数:405万件、年金額増額の総額(概算値):1,350億円、1件当たりの年金額(年額)増額は平均3.3万円

(※5) 「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」の数値については、平成30年9月分からは、電子申請・磁気媒体申請に関する問合せ件数は含まない。

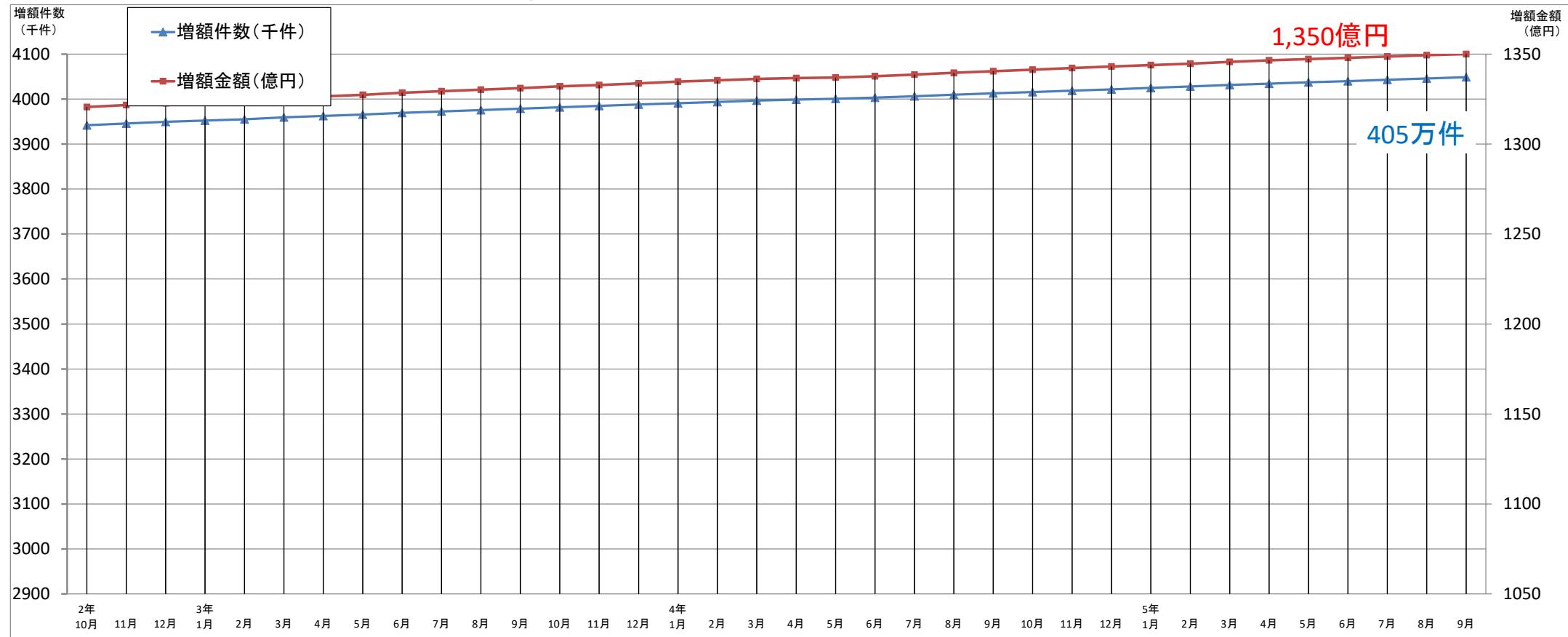
記録訂正による年金額(年額)の増額[週平均]【令和5年9月末】



	各月の週平均値																																			
	2年 10月	11月	12月	3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
増額件数 (千件)	0.9	1.0	0.9	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
増額金額 (億円)	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

(注) この集計は、年金記録を訂正する際に、受給者に対しお示しした年金見込額の試算結果（再裁定申出を受け付けたもの）の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額（年額）は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

記録訂正による年金額(年額)の増額[累計]【令和5年9月末】



	各月の最終週までの累計値																																					
	20年5月～ 20年10月 までの累計値		11月	12月	3年	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
増額件数 (千件)	3941.9 (4.0)	3945.8 (3.9)	3949.5 (3.7)	3952.3 (2.9)	3955.1 (2.8)	3959.3 (4.1)	3962.5 (3.2)	3965.6 (3.0)	3969.3 (3.7)	3972.6 (3.3)	3975.7 (3.2)	3978.7 (3.0)	3981.8 (3.1)	3984.9 (2.9)	3987.9 (2.8)	3990.7 (2.8)	3993.5 (3.3)	3996.8 (3.2)	3998.8 (2.0)	4000.7 (1.9)	4003.3 (2.6)	4006.2 (2.9)	4009.7 (3.5)	4012.8 (3.1)	4015.7 (2.9)	4018.8 (2.9)	4021.7 (3.1)	4025.0 (3.3)	4028.0 (3.0)	4031.6 (3.6)	4034.4 (2.8)	4037.3 (2.8)	4040.0 (2.8)	4042.9 (2.8)	4045.9 (3.0)	4048.8 (3.0)		
増額金額 (億円)	1320.6 (1.1)	1321.7 (1.1)	1322.7 (0.9)	1323.5 (0.9)	1324.4 (0.9)	1325.6 (1.2)	1326.5 (0.9)	1327.4 (1.0)	1328.5 (1.1)	1329.4 (0.9)	1330.2 (0.9)	1331.1 (0.9)	1332.1 (0.9)	1332.8 (0.9)	1333.7 (0.9)	1334.7 (0.9)	1335.4 (0.7)	1336.2 (0.9)	1336.7 (0.5)	1337.0 (0.3)	1337.7 (0.7)	1338.6 (0.9)	1339.6 (0.9)	1340.5 (1.0)	1341.3 (0.9)	1342.3 (0.8)	1343.1 (1.1)	1343.9 (0.9)	1344.7 (0.8)	1345.7 (1.0)	1346.5 (0.7)	1347.2 (0.7)	1347.9 (0.7)	1348.6 (0.7)	1349.4 (0.7)	1350.0 (0.6)		

(注1) この集計は、年金記録を訂正する際に、受給者に対しお示しした年金見込額の試算結果（再裁定申出を受け付けたもの）の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額（年額）は、過去に渡りして一時金として支給する額ではない。

(注2) 増額件数、増額金額は平成20年5月から集計している。括弧内は各月の集計分。

〈参考・用語の説明〉

○ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付
(19年12月から20年3月)。

「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

○ねんきん定期便

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○再裁定申出の機構本部への進達

年金受給者の受給権が発生した日以前の被保険者記録を訂正したこと、年金の決定を改めて行う必要が生じた場合に、その年金決定に係る関係書類を年金事務所から機構本部に送付すること。

○時効特例給付

平成19年に制定された「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る事項の特例等に関する法律」に基づき、記録の統合等に伴い新たに判明した年金記録の追加により年金額の増加が図られる場合に、既に時効により消滅した5年より前の期間分の年金についてお支払いするもの。

○年金事務所段階における記録回復

年金記録の回復の申立てのうち、一定の基準に該当するものは、年金事務所段階において迅速に記録回復を行うこととしている。

【お問合わせ先】

日本年金機構 年金記録企画部

(代表:03-5344-1100) (内線:3237)